

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の原価額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パプアニュー ギニア	国営ラジオ放送局機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とパプアニューギニア政府と の間の交換公文	国営ラジオ放送局機材整備計画を実施するために必 要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	820,000千円 H16.3.31まで	H15.8.27 ポートモ レスビー (同日)	日本側 山下勝男在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 ビー・ナヴァリユー外務・ 移住大臣	H16.7.21 366号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

パプアニューギニアとの無償資金協力取極一覧